



平成 22 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社幻冬舎
 代表者名 代表取締役社長
 兼社長執行役員 見城 徹
 (JASDAQ・コード7843)
 問合せ先
 役職・氏名 取締役
 兼常務執行役員 久保田貴幸
 電話 03-5411-6250

MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 10 月 29 日開催の当社取締役会において、以下のとおり、マネジメント・バイアウト (MBO) (※) の一環として行われる株式会社 TK ホールディングス (以下「公開買付者」といいます。) による当社普通株式及び当社新株引受権に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) に賛同し、かつ、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨、及び当社新株引受権について本公開買付けに応募するか否かは当社新株引受権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、当該取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を完全子会社化することを企図していること並びに当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

※ マネジメント・バイアウト (MBO) とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

1. 公開買付者の概要 (平成 22 年 10 月 29 日現在)

- (1) 商 号 株式会社 TK ホールディングス
- (2) 所 在 地 東京都千代田区四番町 8 番地 19
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 見城徹
- (4) 事 業 内 容 1. 株式、社債等、有価証券の取得および管理
2. 前号に付帯関連する一切の業務
- (5) 資 本 金 の 額 100,000 円
- (6) 設 立 年 月 日 平成 22 年 9 月 27 日
- (7) 大株主及び持株比率 見城徹 100.0%
- (8) 上場会社と公開買付者の関係

資 本 関 係	当社の代表取締役である見城徹氏が公開買付者の議決権の 100.0%を所有しております。
人 的 関 係	当社の代表取締役である見城徹氏が公開買付者の代表取締役を兼務しております。
取 引 関 係	該当事項はありません。
関連当事者への 該 当 状 況	当社の代表取締役である見城徹氏が公開買付者の議決権の 100.0%を所有しているため、当社の関連当事者に該当します。

2. 公開買付者が買付け等を行う株券等の種類

- (1) 普通株式
- (2) 新株引受権

平成14年2月25日開催の当社取締役会の決議及び平成14年3月13日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき発行された第5回無担保社債（新株引受権付）の新株引受権（以下「本新株引受権」といいます。）

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、平成22年10月29日開催の当社取締役会において、本公開買付けにおける普通株式の買付価格（以下「本買付価格」といいます。）や、本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、当社の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に、協議・検討した結果、本公開買付けに始まる一連の取引が、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して、合理的な価格による当社普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、当社の代表取締役社長である見城徹氏以外の全ての取締役の出席の下、出席取締役の全員一致により、公開買付者による当社普通株式及び本新株引受権に対する公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨を決議いたしました。また、本新株引受権は、当初、当社の第5回無担保社債（新株引受権付）に付されたものでしたが、社債から分離譲渡され、当社の取締役、従業員に対して、ストックオプションとして付与されたものであることに加え、買付価格が1円とされていることから、本新株引受権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株引受権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、当社の代表取締役社長である見城徹氏とその発行済株式の全てを所有し、かつ代表取締役を務めており、当社の株券等を取得及び所有すること等を目的として設立された会社です。当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

今般、公開買付者は、当社の発行済普通株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株引受権の全てを取得し、当社普通株式を非公開化することを目的として、本公開買付けを実施いたします。

なお、本公開買付けにおいては、当社が平成22年8月9日に提出した第18期第1四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の発行済株式総数（36,000株）から、同四半期報告書に記載された同日現在の自己株式数（8,650株）を控除し、これに(i)同日以降本日まで新株引受権の行使により当社から移転した自己株式数として公開買付者が当社より報告を受けた株式数（63株）を加算し、さらに、(ii)本日以降、本新株引受権の行使により本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）末日までに発行又は移転される可能性のある当社普通株式の最大数として公開買付者が当社より報告を受けた株式数（36株）を加算した株式数の3分の2に相当する当社普通株式及び本新株引受権の株式数（18,300株）を、買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行いません。他方、本公開買付けは、当社の発行済普通株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株引受権の全てを取得し、当社普通株式を非公開化する

ことを目的とするものですので、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

公開買付者は、本公開買付けを、マネジメント・バイアウト（MBO）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行うことを企図しております。公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」記載の一連の手続の実行を当社に要請し、かかる手続を経て当社を完全子会社化する予定です。また、当該完全子会社化後、公開買付者は、公開買付者を消滅会社とし、当社を存続会社とする吸収合併を行うことを予定しております。

当社の代表取締役社長である見城徹氏は、当社が置かれている経営環境等のもとでは、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法が当社の中長期的な企業価値の向上にとって最善の手段であると考えに至り、今般、新たに設立された公開買付者が本公開買付けを実施するものです。

なお、公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金として、金融機関から最大 63.5 億円程度の融資を受けることを予定しております。当該融資に係る契約は、今後本公開買付けの決済開始日までに締結できる見込みですが、公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式等に当該融資の担保が設定され、当社が公開買付者の完全子会社となった後は、当社が公開買付者の連帯保証人となり、また当社の一定の資産等を当該融資の担保に供することが予定されております。

また、公開買付者は、見城徹氏との間で、当社普通株式の本公開買付けへの応募に関し、その所有する当社普通株式の全て（8,300 株、発行済株式総数 36,000 株に対する割合：23.05%）を本公開買付けに応募する旨の合意をしており、概要、以下のとおり応募契約を締結しております。当該応募契約においては、(a)本公開買付けが開始されており、撤回されていないこと、(b)当社の取締役会が本公開買付けに対する賛同表明を行っており、当該賛同表明が撤回されていないこと、(c)応募契約中の公開買付者に係る表明保証（注 1）につき重大な違反が存在しないこと、(d)応募契約中の公開買付者の義務（注 2）につき違反が存在しないこと、(e)見城徹氏が、当社に係る未公表（なお、公表とは金融商品取引法（昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第 166 条第 4 項に規定されるものをいいます。）の重要事実（法第 166 条第 2 項に規定されるものをいいます。）を認識していないこと、(f) 本公開買付け及び本公開買付けへの応募を制限又は禁止することを求める裁判所、行政機関その他の権限ある機関によって提起されたいかなる措置、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ本公開買付け及び本公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨の、いかなる法令、規則、規制若しくはガイドライン又は管轄権を有する裁判所、行政機関その他の権限ある機関によるいかなる命令、決定、処分若しくは判決も効力を有していないこと、並びに (g) 本公開買付けの実施に関連して、公開買付者が法令上行う必要のある行為その他の手続、及び法令により事前に取得する必要のある裁判所、行政機関その他の権限ある機関からの同意、許可、認可、授権その他の手続が適法に完了又は取得されていることが、本公開買付けへの応募の前提条件とされております。なお、かかる応募の前提条件が満たされない場合であっても、見城徹氏が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。

(注 1) 応募契約においては、(i) 公開買付者が適法に設立され有効に存続する株式会社であること、

(ii) 公開買付者が応募契約を締結し、同契約に定められた義務を履行するために必要な能力及び権限を有しており、また、同契約に定められた義務を履行するために必要な内部手続及び法令上要求される手続を全て完了しているか、合理的に必要とされる時期までに完了する見込みであること、並びに (iii) 公開買付者の応募契約の締結及び履行が、法令、政府機関、裁判所又は仲裁人の判決、決定又は命令、公開買付者の内部規定、及び公開買付者が第三者と締結している契約又は拘束される契約に違反していないことが公開買付者の表明保証事項とされております。

(注2) 応募契約において、公開買付者は、法及び適用あるその他の法令に従って、本公開買付けを行い、手続を履践する義務等を負っております。

② 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

当社は、平成5年11月の設立以来、「売れるための本づくり」を実現するため、「つくる、知らしめる、売る」の徹底を経営の基本として、既成概念にとらわれない新しいスタイルの出版社の実現を標榜し、その事業活動を推進してきました。その出版に対する想いと努力の積み重ねが読者及び作家の双方から支持され、当社は出版業界におけるリーディングカンパニーとして確固たる地位を占めるまでに至っております。

一方、世界経済に目を転じますと、アジアでは景気回復の動きがあるものの、米国・欧州の景気は低調に推移しております。わが国経済についても、前年の後半にかけて持ち直しの兆しが見られたものの、世界経済の影響により企業収益が悪化し、所得の減少や雇用不安の高まり等を受けて個人消費も低迷しております。当社の属する出版業界においても、少子高齢化の影響や個人消費の低迷に加え、テレビ、携帯電話、インターネットといったメディアの多様化や、広告収入の減少による雑誌不況等により市場が縮小傾向にあり、平成21年の出版物（書籍・雑誌合計）の推定販売金額は前年比4.1%減の1兆9,355億円となり、昭和63年以来、21年ぶりで2兆円を割り込みました（社団法人全国出版協会・出版科学研究所調べ）。

このような厳しい経営環境の下、当社は、出版及びその周辺分野に創業以来培ってきた独自の経営資源を集約し、事業基盤の強化・拡充を図ってきた結果、平成22年3月期において連結売上高13,167百万円（前連結会計年度比13.1%増）、連結営業利益1,676百万円（同21.9%増）、連結経常利益1,736百万円（同14.1%増）、連結当期純利益は933百万円（同105.9%増）と、増収増益を達成することができました。しかし、出版事業の特性として、ヒット作品や長期間にわたり販売が継続する作品（いわゆるベストセラー作品やロングセラー作品）の有無により業績が大きく変動する傾向があること、広告収入の減少により雑誌不況の継続が見込まれること等により、業績拡大が今後も継続する保証はなく、むしろ出版業界全体として市場が縮小傾向にあることを考慮すれば、当社の経営環境についても中長期的にはより一層厳しさを増すことが見込まれます。さらに、電子書籍の普及や出版流通制度の変化等により、今後は出版業界において大幅なビジネスモデルの変革が求められる状況が予想され、当社の経営にも事業環境の変化に対応していくための抜本的な変革が必要になると考えられます。

このような経営環境に対する厳しい認識の下、当社の代表取締役社長である見城徹氏は、平成22年8月頃から、今後更なる企業価値向上を実現するための諸施策につき、継続的に検討を重ねてきたとのことであり、当社は、公開買付者より、本公開買付けを実施する意思決定の過程につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、当社の今後の更なる企業価値向上を実現するための諸施策を継続的に検討した結果、当社が今後更なる成長を遂げるためには、中長期的な視点での出版社としての幻冬舎のブランドバリューの向上をはじめ、創業以来培ってきた独創的、魅力的な作品づくりを核としつつ、既存の枠にとらわれない新ジャンルへの展開、紙とデジタルを組み合わせた新たなビジネスモデルの構築等が不可欠であり、そのためには現在の経営環境を抜本的に見直し、短期的な売上や利益、株価にとらわれず、作家や編集者、読者が本当に作りたいもの、読みたいもの、欲しいものを常に生み出せるような経営環境を創造する必要があるとの認識に至りました。

しかし、このような抜本的な変革を実施するにあたっては、初期的投資費用やブランド開発投資、構造改革費用等の一時的な費用の発生等も見込まれ、短期的ではあるものの当社の経営及び業績に

大きな影響を与えることから、当社が上場を維持したままこれらを実行した場合には、当社の株主の皆様にはマイナスの影響を及ぼす可能性があります。さらには、当社が中長期的な企業価値の向上という視点に立ち、かかる抜本的な変革を機動的に行うためには、短期的な業績に左右されることなく、当社の経営陣及び従業員が一丸となって変革に取り組む必要があります。

また、当社は平成15年に日本証券業協会に株式を店頭登録し、平成16年にはジャスダック証券取引所（現JASDAQ市場）に株式を上場しておりますが、現在の当社の財務状況等からは、上場維持の最大のメリットであるエクイティ・ファイナンス活用による資金調達の必要性が当面なく、当社は上場会社としてのメリットを十分に活かしてきいていないなかで、近年、上場を維持するために必要な様々な実務上の負担（株主総会の運営、開示項目の増加への対応、J-SOXへの対応、独立取締役の導入、IFRS適用に向けた対応等）の増加や、それに伴う人件費等の費用の増大が見込まれており、上場維持のメリットにも疑義が生じているものと考えております。

以上の検討を踏まえ、当社の代表取締役社長である見城徹氏は、上場維持の意義も勘案した結果、当社の株主の皆様にはマイナスのリスクが及ぶことを回避しつつ、当社の中長期的な企業価値の向上を実現するためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、公開買付者が当社の全株式を取得して非公開化することが最善の手段であると考えてに至りました。

なお、本公開買付けは、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により行われるものであり、本日現在において公開買付者の発行済株式の全ては公開買付者の代表取締役及び当社の代表取締役社長である見城徹氏により保有されており、見城徹氏は本取引後も、特段の事情がない限り、引き続き当社の代表取締役社長として当社の経営にあたる予定ですが、具体的な経営体制については、今後当社と協議しながら決定していく予定です。

一方、当社は、上記を踏まえた公開買付者からの平成22年10月7日の本取引に関する提案を受け、株式会社ストライク（以下「ストライク」といいます。）及び西村あさひ法律事務所からの助言等を踏まえ、上記のような当社が置かれている状況を総合的に考慮して協議・検討及び交渉を行った結果、本取引により当社の普通株式を非公開化したうえで上記改革を行っていくことが当社にとっても、また当社の一般株主の皆様にとっても、最善の選択肢であるとの結論に達するとともに、下記「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の、ストライクによる株式価値評価報告書、本公開買付けの公正性を確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、平成22年10月7日付取締役会決議に基づき設置された第三者委員会（以下「特別委員会」といいます。）からの答申の内容等を踏まえ、本取引が当社の中長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して、合理的な価格による当社普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、平成22年10月29日開催の当社の取締役会において、見城徹氏以外の全ての取締役の出席の下、出席取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨、本新株引受権については、当社の取締役及び従業員に対するストックオプションとして付与されたものであることに加え、買付価格が1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かは本新株引受権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。なお、公開買付者の代表取締役を兼任している当社の代表取締役社長見城徹氏は、特別の利害関係を有することから、上記取締役会を含む当社の取締役会における全ての本公開買付けに係る議案の審議・検討及び決議に参加しておりません（下記「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③利害関係のない取締役及び監査役全員の承認」参照）。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び公開買付者は、本買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置を実施しました（なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置等については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。）。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本買付価格を決定するに際して、本買付価格の公正性を担保するため、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び当社との間で金融取引等を含む一切の取引関係のない財務アドバイザーであり、公開買付者及び当社の関連当事者に該当しない、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である TOKYO 企業情報株式会社（以下「TOKYO 企業情報」といいます。）に当社普通株式の株式価値の算定を依頼しました。TOKYO 企業情報は、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を用いて当社普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者は TOKYO 企業情報から平成 22 年 10 月 29 日付で当社普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、TOKYO 企業情報から本買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。TOKYO 企業情報により上記各手法において算定された当社普通株式の 1 株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法では、最近における当社普通株式の市場取引の状況等を勘案のうえ、平成 22 年 10 月 28 日を基準日として、株式会社大阪証券取引所の開設する市場である JASDAQ（以下「JASDAQ」といいます。）における当社の普通株式の基準日終値 146,500 円、直近 1 週間の終値の単純平均値 147,400 円（小数点以下四捨五入、以下同じとします。）、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 149,081 円、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 147,565 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 150,012 円を基に、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 146,500 円から 150,012 円までと分析しております（注）。

次に、DCF 法では、公開買付者より提出された当社に係る事業の見通し（当社の非公開化及びその施策等の影響を公開買付者が反映させたもの）を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した平成 23 年 3 月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 211,223 円から 272,611 円までと分析しております。

公開買付者は、TOKYO 企業情報による当社普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、当社との協議・交渉の結果や、当社による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成 22 年 10 月 29 日に本買付価格を 220,000 円に決定いたしました。

なお、本買付価格は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成 22 年 10 月 28 日の JASDAQ における当社株式の終値 146,500 円に対しては 50.2%（小数点以下第二位四捨五入、以下同じとします。）のプレミアムを、平成 22 年 10 月 28 日までの過去 1 週間の終値の単純平均値 147,400 円に対しては 49.3%、同過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 149,081 円に対しては 47.6%、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 147,565 円に対しては 49.1%、同過去 6 ヶ月間の終値の単純

平均値 150,012 円に対しては 46.7%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております(注)。

なお、参考までに、当社により平成 23 年 3 月期第 2 四半期(累計)の業績予想、及び平成 23 年 3 月期通期の業績予想の上方修正が公表された平成 22 年 10 月 19 日から遡ること 1 週間、1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月の各期間における終値の単純平均値はそれぞれ 147,680 円、150,316 円、146,584 円、151,502 円であり、本買付価格はこれら単純平均値にそれぞれ 49.0%、46.4%、50.1%、45.2%のプレミアムを加えた価格となっております(注)。

また、本公開買付けの対象となる本新株引受権は、当初、当社の第 5 回無担保社債(新株引受権付)に付されたものでしたが、社債から分離譲渡され、当社の取締役、従業員に対して、ストックオプションとして付与されたものであり、当社と本新株引受権の権利者との間の合意により、①当社又は当社の子会社の役員等(顧問、嘱託を含みます。)の地位を喪失した場合等には権利行使できないこと、②売却等の処分が禁止されていることから、公開買付者は、本公開買付けにより、本新株引受権を買付けたとしても、これを行使することはできないと解されるため、本新株引受権の買付価格は 1 個当たり 1 円と決定しております。

一方、当社の取締役会においては、公開買付者から提示された本買付価格に対する意思決定の過程において合理性を確保する目的で、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者とは別個に、公開買付者及び当社との間で金融取引等を含む一切の取引関係がなく、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないストライクに当社の株式価値の算定を依頼し、平成 22 年 10 月 29 日付で株式価値評価報告書を取得しました。

ストライクは、当社の株式価値算定にあたり当社の取締役(本取引について特別の利害関係を有する、公開買付者の代表取締役を兼任している当社代表取締役社長見城徹氏を除きます。)から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、当社の株式価値を算定しています。当社は、ストライクから平成 22 年 10 月 29 日付で当社普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値評価報告書を取得しました。なお、当社は、ストライクから本買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。ストライクは、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及び DCF 法の各手法を用いて、当社の普通株式の株式価値を算定しています。ストライクが各手法に基づき算定した当社普通株式の 1 株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。なお、ストライクは、かかる算定にあたり、当社が公表した平成 22 年 10 月 19 日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」記載の当社の平成 23 年 3 月期第 2 四半期(累計)の業績予想、及び平成 23 年 3 月期通期の業績予想の上方修正を勘案しております。

市場株価法では、最近における当社普通株式の市場取引の状況等を勘案のうえ、平成 22 年 10 月 28 日を基準日として、JASDAQ における当社の普通株式の直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 149,081 円、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 147,565 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 150,012 円を基に、各平均値の下限値と上限値をレンジとして採用した上で、本新株引受権の行使による希薄化の調整を加え、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 147,483 円から 149,927 円までと分析しております(注)。

次に、DCF 法では、当社の事業の現状及び将来の見通し等を基礎として算出した、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 208,355 円から 252,773 円までと分析しております。

当社の取締役会は、ストライクによる当社普通株式の株式価値算定の結果及びかかる結果についての説明を参考として、本買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、当社の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に、協議・検討した結果、本取引が当社の中長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して、合理的な価格による当社普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、見城徹氏以外の全ての取締役の出席の下、出席取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨、本新株引受権については、当社の取締役及び従業員に対するストックオプションとして付与されたものであることに加え、買付価格が1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かは本新株引受権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨を、平成22年10月29日に決議しました。また、当社は、その所有する自己株式を本公開買付けに一切応募しないことを決定しております。

(注) 大阪証券取引所は、平成22年4月1日付でジャスダック証券取引所を吸収合併したため、平成22年3月31日までのJASDAQにおける当社普通株式の終値については、ジャスダック証券取引所における株価に基づいております。

② 独立した法律事務所からの助言

本取引に関する当社の取締役会の意思決定においては、取締役による恣意的な判断がなされないよう、又はその疑義が生じないよう、意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、公開買付者及び当社から独立した第三者である西村あさひ法律事務所を指名し、同事務所に対し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼しました。

西村あさひ法律事務所は、必要に応じ、当社の取締役と協議を行い、公開買付者（その財務アドバイザーであるTOKYO企業情報を含みます。）に対して本取引及び本公開買付けに関する質疑応答を行うことにより、本取引及び本公開買付けによって実現することが見込まれる当社の企業価値の向上の具体的内容等について説明を受けたほか、その他法的助言にあたり関連する情報を取得しております。

当社は、西村あさひ法律事務所から本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、当該助言を参考に、当社の企業価値向上の観点から本取引及び本公開買付けにつき慎重に協議・検討を行いました。

③ 利害関係のない取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役会は、西村あさひ法律事務所からの本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けつつ、公開買付者との間で本買付価格及び企業価値向上策等の諸条件につき協議・交渉を行いました。その結果、当社の取締役会は、平成22年10月29日開催の取締役会において、ストライクから取得した株式価値評価報告書を参考にした上で、特別委員会の答申を最大限に尊重しながら、本買付価格及び諸条件について当社の企業価値向上の観点から慎重に審議を行った結果、本買付価格及び諸条件は妥当であり、当社の株主に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断し、見城徹氏以外の全ての取締役の出席の下、本公開買付けに賛同するとともに、当社の株主に対し本公開買付けへの応募を勧める旨を出席取締役全員一致により決議しました。一方、当社の取締役会は、本新株引受権については、当社の取締役及び従業員に対するストックオプションとして付与されたものであることに加え、買付価格が1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かは本新株引受権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨、決議しております。

なお、当社の代表取締役社長である見城徹氏は、本取引に関して当社と構造的な利益相反状態にあることに鑑み、本取引に関連して開催された当社の取締役会において、賛同決議を含む本取引に関する全ての審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加しておりません。また、上記取締役会には全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

④ 特別委員会の設置

当社の取締役会は、本公開買付けの公正性を確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、平成 22 年 10 月 7 日付取締役会決議に基づき、特別委員会を設置し、本公開買付けの条件及び手続等の観点から、本公開買付けによる非公開化の是非及び条件の妥当性につき、当社の取締役会に対する答申を行うことを諮問する決議を行いました。当社の取締役会は、特別委員会の委員として、公開買付者及び当社から客観的かつ実質的に独立性を有する、中里幸途氏（当社の社外監査役）、近藤太香巳氏（当社の社外監査役）及び大井法子氏（当社の補欠監査役、弁護士、虎ノ門総合法律事務所所属）の 3 名を選定しています。なお、当社は、当初からこの 3 名を特別委員会の委員として選定しており、特別委員会の委員を変更した事実はありません。

当社の取締役会は、特別委員会の答申を最大限尊重するとして、本公開買付けに対して当社の取締役会が表明すべき意見の内容を検討する前提として、本公開買付けの買付条件（買付価格を含みます。）の妥当性、本公開買付けに対して当社の取締役会が賛同意見を表明することの是非、本公開買付け後に予定される公開買付者による当社の完全子会社化において少数株主の利益への十分な配慮がなされているか、その他本取引の手続の公正性について、特別委員会に諮問することを決議のうえ、特別委員会に諮問を行いました。

特別委員会は、平成 22 年 10 月 7 日に設置され、事前の候補者の顔合せ及び概要説明を含めて計 5 回にわたり開催されました。特別委員会は、かかる検討を行うにあたり、本取引により当社の企業価値が向上するか、本取引の手続の適正性が保たれているか等につき、公開買付者（その財務アドバイザーである TOKYO 企業情報を含みます。）及び当社取締役に対してヒアリングを行いました。また、特別委員会は、当社の第三者機関であるストライクから提出された株式価値評価報告書を参考にするとともに、ストライクから株式価値の算定結果について説明を受けました。さらに、特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、本公開買付けに対する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程に対する説明を受けました。

上記の検討の結果、特別委員会は、本公開買付けに対して当社の取締役会が賛同表明を行うことが妥当である旨の答申を行うことを委員全員の一致で決議し、平成 22 年 10 月 29 日に当社の取締役会に対して、かかる答申を提出しました。

⑤ 価格の適正性を確保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間として法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を 30 営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、当社の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって買付価格の適正性を担保することを企図しております。

また、当社と公開買付者は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保され

ることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）

公開買付者は、本公開買付けによって当社の全株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかつた場合には、本公開買付け成立後、以下に述べる方法により、公開買付者が当社の全株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有するための手続を実施することを予定しているとのことであり、具体的な方法について、当社は以下のとおり説明を受けております。

公開買付者は、本公開買付けの成立後に、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法（平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付すること（但し、別の種類の株式について上場申請は行わない予定です。）、以上①乃至③を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び上記②の定款変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別の種類の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が1に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本買付価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定であります。公開買付者は、公開買付者が当社の発行済株式の100%を所有することができるよう、公開買付者以外の当社の株主に交付しなければならない当社株式の数が1に満たない端数となるように決定するよう当社に要請する予定です。

上記②及び③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(a)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b)上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができる旨定められております。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得するのと引換えに別個の種類別の当社株式を交付するという上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の当社株主の当社普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかつた公開買付者以外の当社の株主に対

しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当社の各株主に交付されることになる金銭の額についても、本買付価格を基準に算定される予定です。以上の場合における具体的な手続については、当社と公開買付者で協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

また、本新株引受権については、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が本新株引受権の全てを取得できず、かつ、本新株引受権が行使されず残存した場合には、公開買付者は、当社に対して、本新株引受権の放棄の勧奨、本新株引受権の取得等、本取引の実行に合理的に必要な手続等を要請する予定であります。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催につきましては平成23年2月を目処としておりますが、その具体的な手続及び実施時期等については、当社と公開買付者で協議の上、決定次第、当社が速やかに公表する予定です。

公開買付者は上記の当社を完全子会社化する手続の実施後に、当社との間で、公開買付者を消滅会社とし、当社を存続会社とする吸収合併を行うことを予定しております。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますよう、お願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社普通株式は、本日現在、JASDAQ に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、JASDAQ の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付け後に、適用ある法令及び上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載の手続に従い、当社の全株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しておりますので、その場合には当社普通株式は、上場廃止となります。上場廃止後は、当社普通株式を JASDAQ において取引することはできません。

(6) 上場廃止を目的とする公開買付けに応募することを勧める理由及び代替措置の検討状況

上記「(2)意見の根拠及び理由」に記載のとおり、当社としては、本取引により当社の普通株式を非公開化したうえで当社の経営改革を行っていくことが当社にとって、また当社の一般株主の皆様にとっても、最善の選択肢であるとの結論に達するとともに、上記「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の、ストライクによる株式価値評価報告書、特別委員会からの答申の内容等を踏まえ、本取引が当社の中長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して、合理的な価格による当社普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、平成22年10月29日開催の当社の取締役会において、見城徹氏以外の全ての取締役の出席の下、出席取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨、本新株引受権については、当社の取締役及び従業員に対するストックオプションとして付与されたものであることに加え、買付価格が1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かは本新株引受権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

また、本公開買付けにより、公開買付者が当社の全株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、公開買付者は、当社の少数株主の利益を保護すべ

き、上場廃止に伴う代替措置として、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載の方法により、上場廃止となる当社の普通株式に代わる対価として金銭の交付を受ける機会を当社の少数株主に提供しつつ、当社の普通株式を非公開化することを企図しているとのことです。

- (7) 当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを勧めることが妥当であると判断した根拠
- 当社は、平成 5 年 11 月の設立以来、「売れるための本づくり」を実現するため、「つくる、知らしめる、売る」の徹底を経営の基本として、既成概念にとらわれない新しいスタイルの出版社の実現を標榜し、その事業活動を推進してきました。その出版に対する想いと努力の積み重ねが読者及び作家の双方から支持され、当社は出版業界におけるリーディングカンパニーとして確固たる地位を占めるまでに至っております。

一方、世界経済に目を転じますと、アジアでは景気回復の動きがあるものの、米国・欧州の景気は低調に推移しております。わが国経済についても、前年の後半にかけて持ち直しの兆しが見られたものの、世界経済の影響により企業収益が悪化し、所得の減少や雇用不安の高まり等を受けて個人消費も低迷しております。当社の属する出版業界においても、少子高齢化の影響や個人消費の低迷に加え、テレビ、携帯電話、インターネットといったメディアの多様化や、広告収入の減少による雑誌不況等により市場が縮小傾向にあり、平成 21 年の出版物（書籍・雑誌合計）の推定販売金額は前年比 4.1%減の 1 兆 9,355 億円となり、昭和 63 年以来、21 年ぶりで 2 兆円を割り込みました（社団法人全国出版協会・出版科学研究所調べ）。

このような厳しい経営環境の下、当社は、出版及びその周辺分野に創業以来培ってきた独自の経営資源を集約し、事業基盤の強化・拡充を図ってきた結果、平成 22 年 3 月期において連結売上高 13,167 百万円（前連結会計年度比 13.1%増）、連結営業利益 1,676 百万円（同 21.9%増）、連結経常利益 1,736 百万円（同 14.1%増）、連結当期純利益は 933 百万円（同 105.9%増）と、増収増益を達成することができました。しかし、出版事業の特性として、ヒット作品や長期間にわたり販売が継続する作品（いわゆるベストセラー作品やロングセラー作品）の有無により業績が大きく変動する傾向があること、広告収入の減少により雑誌不況の継続が見込まれること等により、業績拡大が今後も継続する保証はなく、むしろ出版業界全体として市場が縮小傾向にあることを考慮すれば、当社の経営環境についても中長期的にはより一層厳しさを増すことが見込まれます。さらに、電子書籍の普及や出版流通制度の変化等により、今後は出版業界において大幅なビジネスモデルの変革が求められる状況が予想され、当社の経営にも事業環境の変化に対応していくための抜本的な変革が必要になると考えられます。

当社は、平成 22 年 10 月 29 日開催の当社取締役会において、上記のような当社が置かれている状況を総合的に考慮して、本買付価格や、本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、当社の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に、協議・検討した結果、本取引により当社の普通株式を非公開化したうえで抜本的な改革を行っていくことが当社にとっても、また当社の一般株主の皆様にとっても、最善の選択肢であるとの結論に達するとともに、上記「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の、ストライクによる株式価値評価報告書、特別委員会からの答申の内容等を踏まえ、本公開買付けに始まる一連の取引が、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して、合理的な価格による当社普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、当社の代表取締役社長である見城徹氏以外の全ての取締役の出席の下、出席取締役の全員一致により、公開買付けによる当社普通株式及び本新株引受権に対する公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様に対し、本公開買

付けに応募することを勧める旨を決議いたしました。また、本新株引受権は、当初、当社の第5回無担保社債（新株引受権付）に付されたものでしたが、社債から分離譲渡され、当社の取締役、従業員に対して、ストックオプションとして付与されたものであることに加え、買付価格が1円とされていることから、本新株引受権に関して本公開買付けに応募するか否かについては、本新株引受権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。

4. 公開買付者と当社の株主又は役員との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、見城徹氏との間で、当社普通株式の本公開買付けへの応募に関し、その所有する当社普通株式の全て（8,300株、発行済株式総数36,000株に対する割合：23.05%）を本公開買付けに応募する旨の合意をしており、概要、以下のとおり応募契約を締結しております。当該応募契約においては、(a)本公開買付けが開始されており、撤回されていないこと、(b)当社の取締役会が本公開買付けに対する賛同表明を行っており、当該賛同表明が撤回されていないこと、(c)応募契約中の公開買付者に係る表明保証（注1）につき重大な違反が存在しないこと、(d)応募契約中の公開買付者の義務（注2）につき違反が存在しないこと、(e)見城徹氏が当社に係る未公表（なお、公表とは法第166条第4項に規定されるものをいいます。）の重要事実（法第166条第2項に規定されるものをいいます。）を認識していないこと、(f)本公開買付け及び本公開買付けへの応募を制限又は禁止することを求める裁判所、行政機関その他の権限ある機関によって提起されたいかなる措置、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ本公開買付け及び本公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨の、いかなる法令、規則、規制若しくはガイドライン又は管轄権を有する裁判所、行政機関その他の権限ある機関によるいかなる命令、決定、処分若しくは判決も効力を有していないこと、並びに(g)本公開買付けの実施に関連して、公開買付者が法令上行う必要のある行為その他の手続、及び法令により事前に取得する必要のある裁判所、行政機関その他の権限ある機関からの同意、許可、認可、授権その他の手続が適法に完了又は取得されていることが、本公開買付けへの応募の前提条件とされております。なお、かかる応募の前提条件が満たされない場合であっても、見城徹氏が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。

(注1) 応募契約においては、(i)公開買付者が適法に設立され有効に存続する株式会社であること、(ii)公開買付者が応募契約を締結し、同契約に定められた義務を履行するために必要な能力及び権限を有しており、また、同契約に定められた義務を履行するために必要な内部手続及び法令上要求される手続を全て完了しているか、合理的に必要とされる時期までに完了する見込みであること、並びに(iii)公開買付者の応募契約の締結及び履行が、法令、政府機関、裁判所又は仲裁人の判決、決定又は命令、公開買付者の内部規定、及び公開買付者が第三者と締結している契約又は拘束される契約に違反していないことが公開買付者の表明保証事項とされております。

(注2) 応募契約において、公開買付者は、法及び適用あるその他の法令に従って、本公開買付けを行い、手続を履践する義務等を負っております。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

9. 今後の見通し

上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「② 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

以上

(参考) 平成 22 年 10 月 29 日付「株式会社幻冬舎の普通株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(別添)

平成 22 年 10 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社 TK ホールディングス
代表者名 代表取締役 見城 徹

株式会社幻冬舎の普通株式等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社 TK ホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 22 年 10 月 29 日、以下のとおり、株式会社幻冬舎（コード番号：7843、JASDAQ、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株引受権を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、対象者の代表取締役社長である見城徹氏がその発行済株式の全てを所有し、かつ代表取締役を務めており、対象者の株券等を取得及び所有すること等を目的として設立された会社です。

今般、公開買付者は、対象者の発行済普通株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株引受権（下記「2.買付け等の概要」の「(3) 買付け等の価格」において定義いたします。以下同じとします。）の全てを取得し、対象者普通株式を非公開化することを目的として、本公開買付けを実施いたします。なお、本公開買付けにおいては、対象者が平成 22 年 8 月 9 日に提出した第 18 期第 1 四半期報告書に記載された平成 22 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数（36,000 株）から、同四半期報告書に記載された同日現在の自己株式数（8,650 株）を控除し、これに (i) 同日以降本日まで新株引受権の行使により対象会社から移転した自己株式数として公開買付者が対象者より報告を受けた株式数（63 株）を加算し、さらに、(ii) 本日以降、本新株引受権の行使により本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）末日までに発行又は移転される可能性のある対象者普通株式の最大数として公開買付者が対象者より報告を受けた株式数（36 株）を加算した株式数の 3 分の 2 に相当する対象者普通株式及び本新株引受権の株式数（18,300 株）を、買付予定数の下限として設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行いません。他方、本公開買付けは、対象者の発行済普通株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株引受権の全てを取得し、対象者普通株式を非公開化することを目的とするものですので、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います（買付予定数の下限については、下記「2. 買付け等の概要」の「(5) 買付予定の株券等の数」をご参照下さい）。

公開買付者は、本公開買付けを、マネジメント・バイアウト（MBO）（注 1）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行うことを企図しております。公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」記載の一連の手続の実行を対象者に要請し、かかる手続を経て対象者を完全子会社化する予定です。また、当該完全子会社化後、公開買付者は、公開買付者を消滅会社とし、対象者を存続会社とする吸収合併を行うことを予定しております。

対象者の代表取締役社長である見城徹氏は、対象者が置かれている経営環境等のもとでは、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法が対象者の中長期的な企業価値の向上にとって最善の手段であると考えに至り、今般、新たに設立された公開買付者が本公開買付けを実施するものです。

なお、公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金として、金融機関から最大 63.5 億円程度の融資を受けることを予定しています。当該融資に係る契約は、今後本公開買付けの決済開始日までに締結できる見込みですが、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式等に当該融資の担保が設定され、対象者が公開買付者の完全子会社となった後は、対象者が公開買付者の連帯保証人となり、また対象者の一定の資産等を当該融資の担保に供することが予定されております。

また、公開買付者は、見城徹氏との間で、対象者普通株式の本公開買付けへの応募に関し、その所有する対象者普通株式の全て（8,300 株、発行済株式総数 36,000 株に対する割合：23.05%）を本公開買付けに応募する旨の合意をしており、概要、以下のとおり応募契約を締結しております。当該応募契約においては、(a)本公開買付けが開始されており、撤回されていないこと、(b)対象者の取締役会が本公開買付けに対する賛同表明を行っており、当該賛同表明が撤回されていないこと、(c)応募契約中の公開買付者に係る表明保証（注 2）につき重大な違反が存在しないこと、(d)応募契約中の公開買付者の義務（注 3）につき違反が存在しないこと、(e)見城徹氏が、対象者に係る未公表（なお、公表とは金融商品取引法（昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。）第 166 条第 4 項に規定されるものをいいます。）の重要事実（法第 166 条第 2 項に規定されるものをいいます。）を認識していないこと、(f) 本公開買付け及び本公開買付けへの応募を制限又は禁止することを求める裁判所、行政機関その他の権限ある機関によって提起されたいかなる措置、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ本公開買付け及び本公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨の、いかなる法令、規則、規制若しくはガイドライン又は管轄権を有する裁判所、行政機関その他の権限ある機関によるいかなる命令、決定、処分若しくは判決も効力を有していないこと、並びに (g) 本公開買付けの実施に関連して、公開買付者が法令上行う必要のある行為その他の手続、及び法令により事前に取得する必要のある裁判所、行政機関その他の権限ある機関からの同意、許可、認可、授権その他の手続が適法に完了又は取得されていることが、本公開買付けへの応募の前提条件とされております。なお、かかる応募の前提条件が満たされない場合であっても、見城徹氏が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。

(注 1) マネジメント・バイアウト（MBO）とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

(注 2) 応募契約においては、(i) 公開買付者が適法に設立され有効に存続する株式会社であること、(ii) 公開買付者が応募契約を締結し、同契約に定められた義務を履行するために必要な能力及び権限を有しており、また、同契約に定められた義務を履行するために必要な内部手続及び法令上要求される手続を全て完了しているか、合理的に必要とされる時期までに完了する見込みであること、並びに (iii) 公開買付者の応募契約の締結及び履行が、法令、政府機関、裁判所又は仲裁人の判決、決定又は命令、公開買付者の内部規定、及び公開買付者が第三者と締結している契約又は拘束される契約に違反していないことが公開買付者の表明保証事項とされております。

(注 3) 応募契約において、公開買付者は、法及び適用あるその他の法令に従って、本公開買付けを行い、手続を履践する義務等を負っております。

(2) 本公開買付けを実施する背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

対象者は、平成 5 年 11 月の設立以来、「売れるための本づくり」を実現するため、「つくる、知らしめる、売る」の徹底を経営の基本として、既成概念にとらわれない新しいスタイルの出版社の実現を標榜し、その事業活動を推進してきました。その出版に対する想いと努力の積み重ねが読者及び作家の双方から支持され、対象者は出版業界におけるリーディングカンパニーとして確固たる地位を占

めるまでに至っております。

一方、世界経済に目を転じますと、アジアでは景気回復の動きがあるものの、米国・欧州の景気は低調に推移しております。わが国経済についても、前年の後半にかけて持ち直しの兆しが見られたものの、世界経済の影響により企業収益が悪化し、所得の減少や雇用不安の高まり等を受けて個人消費も低迷しております。対象者の属する出版業界においても、少子高齢化の影響や個人消費の低迷に加え、テレビ、携帯電話、インターネットといったメディアの多様化や、広告収入の減少による雑誌不況等により市場が縮小傾向にあり、平成 21 年の出版物（書籍・雑誌合計）の推定販売金額は前年比 4.1%減の 1 兆 9,355 億円となり、昭和 63 年以来、21 年ぶりで 2 兆円を割り込みました（社団法人全国出版協会・出版科学研究所調べ）。

このような厳しい経営環境の下、対象者は、出版及びその周辺分野に創業以来培ってきた独自の経営資源を集約し、事業基盤の強化・拡充を図ってきた結果、平成 22 年 3 月期において連結売上高 13,167 百万円（前連結会計年度比 13.1%増）、連結営業利益 1,676 百万円（同 21.9%増）、連結経常利益 1,736 百万円（同 14.1%増）、連結当期純利益は 933 百万円（同 105.9%増）と、増収増益を達成することができました。しかし、出版事業の特性として、ヒット作品や長期間にわたり販売が継続する作品（いわゆるベストセラー作品やロングセラー作品）の有無により業績が大きく変動する傾向があること、広告収入の減少により雑誌不況の継続が見込まれること等により、業績拡大が今後も継続する保証はなく、むしろ出版業界全体として市場が縮小傾向にあることを考慮すれば、対象者の経営環境についても中長期的にはより一層厳しさを増すことが見込まれます。さらに、電子書籍の普及や出版流通制度の変化等により、今後は出版業界において大幅なビジネスモデルの変革が求められる状況が予想され、対象者の経営にも事業環境の変化に対応していくための抜本的な変革が必要になると考えられます。

このような経営環境に対する厳しい認識の下、対象者の代表取締役社長である見城徹氏は、平成 22 年 8 月頃から、今後更なる企業価値向上を実現するための諸施策につき、継続的に検討を重ねてまいりました。その結果、対象者が今後更なる成長を遂げるためには、中長期的な視点での出版社としての幻冬舎のブランドバリューの向上をはじめ、創業以来培ってきた独創的、魅力的な作品づくりを核としつつ、既存の枠にとらわれない新ジャンルへの展開、紙とデジタルを組み合わせた新たなビジネスモデルの構築等が不可欠であり、そのためには現在の経営環境を抜本的に見直し、短期的な売上や利益、株価にとらわれず、作家や編集者、読者が本当に作りたいもの、読みたいもの、欲しいものを常に生み出せるような経営環境を創造する必要があるとの認識に至りました。

しかし、このような抜本的な変革を実施するにあたっては、初期的投資費用やブランド開発投資、構造改革費用等の一時的な費用の発生等も見込まれ、短期的ではあるものの対象者の経営及び業績に大きな影響を与えることから、対象者が上場を維持したままこれらを実行した場合には、対象者の株主の皆様にもマイナスの影響を及ぼす可能性があります。さらには、対象者が中長期的な企業価値の向上という視点に立ち、かかる抜本的な変革を機動的に行うためには、短期的な業績に左右されることなく、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって変革に取り組む必要があります。

また、対象者は平成 15 年に日本証券業協会に株式を店頭登録し、平成 16 年にはジャスダック証券取引所（現 JASDAQ 市場）に株式を上場しておりますが、現在の対象者の財務状況等からは、上場維持の最大のメリットであるエクイティ・ファイナンス活用による資金調達必要性が当面なく、対象者は上場会社としてのメリットを十分に活かしていないなかで、近年、上場を維持するために必要な様々な実務上の負担（株主総会の運営、開示項目の増加への対応、J-SOX への対応、独立取締役の導入、IFRS 適用に向けた対応等）の増加や、それに伴う人件費等の費用の増大が見込まれており、上場維持のメリットにも疑義が生じているものと考えております。

以上の検討を踏まえ、対象者の代表取締役社長である見城徹氏は、上場維持の意義も勘案した結果、

対象者の株主の皆様にはマイナスのリスクが及ぶことを回避しつつ、対象者の中長期的な企業価値の向上を実現するためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、公開買付者が対象者の全株式を取得して非公開化することが最善の手段であると考えに至りました。

なお、本公開買付けは、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により行われるものであり、本日現在において公開買付者の発行済株式の全ては公開買付者の代表取締役及び対象者の代表取締役社長である見城徹氏により保有されており、見城徹氏は本取引後も、特段の事情がない限り、引き続き対象者の代表取締役社長として対象者の経営にあたる予定ですが、具体的な経営体制については、今後対象者と協議しながら決定していく予定です。

一方、公開買付者は、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程につき、対象者の説明及びプレスリリースに基づき以下のとおり理解しております。

対象者は、上記を踏まえた公開買付者からの平成 22 年 10 月 7 日の本取引に関する提案を受け、株式会社ストライク（以下「ストライク」といいます。）及び西村あさひ法律事務所からの助言等を踏まえ、上記のような対象者が置かれている状況を総合的に考慮して協議・検討及び交渉を行った結果、本取引により対象者の普通株式を非公開化しううえで上記改革を行っていくことが対象者にとっても、また対象者の一般株主の皆様にとっても、最善の選択肢であるとの結論に達するとともに、下記「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の、ストライクによる株式価値評価報告書、本公開買付けの公正性を確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、平成 22 年 10 月 7 日付取締役会決議に基づき設置された第三者委員会（以下「特別委員会」といいます。）からの答申の内容等を踏まえ、本取引が対象者の中長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して、合理的な価格による対象者普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、平成 22 年 10 月 29 日開催の対象者の取締役会において、見城徹氏以外の全ての取締役の出席の下、出席取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨、本新株引受権については、対象者の取締役及び従業員に対するストックオプションとして付与されたものであることに加え、買付価格が 1 円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かは本新株引受権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨を決議いたしました。なお、公開買付者の代表取締役を兼任している対象者の代表取締役社長見城徹氏は、特別の利害関係を有することから、上記取締役会を含む対象者の取締役会における全ての本公開買付けに係る議案の審議・検討及び決議に参加していません（下記「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③利害関係のない取締役及び監査役全員の承認」参照）。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格（以下「本買付価格」といいます。）の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置を実施しました（なお、以下の記述中の対象者において実施した措置等については、対象者から受けた説明及び対象者のプレスリリースに基づくものです。）。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本買付価格を決定するに際して、本買付価格の公正性を担保するため、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び対象者との間で金融取引等を含む一切の取引関係のない財務アドバイザーであり、公開買付者及び対象者の関連当事者に該当しない、公開買付者及び

対象者から独立した第三者算定機関である TOKYO 企業情報株式会社（以下「TOKYO 企業情報」といいます。）に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。TOKYO 企業情報は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者は TOKYO 企業情報から平成 22 年 10 月 29 日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、TOKYO 企業情報から本買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。TOKYO 企業情報により上記各手法において算定された対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案のうえ、平成 22 年 10 月 28 日を基準日として、株式会社大阪証券取引所の開設する市場である JASDAQ（以下「JASDAQ」といいます。）における対象者の普通株式の基準日終値 146,500 円、直近 1 週間の終値の単純平均値 147,400 円（小数点以下四捨五入、以下同じとします。）、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 149,081 円、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 147,565 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 150,012 円を基に、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 146,500 円から 150,012 円までと分析しております（注）。

次に、DCF 法では、公開買付者より提出された対象者に係る事業の見通し（対象者の非公開化及びその施策等の影響を公開買付者が反映させたもの）を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した平成 23 年 3 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 211,223 円から 272,611 円までと分析しております。

公開買付者は、TOKYO 企業情報による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの事例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成 22 年 10 月 29 日に本買付価格を 220,000 円に決定いたしました。

なお、本買付価格は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成 22 年 10 月 28 日の JASDAQ における対象者株式の終値 146,500 円に対しては 50.2%（小数点以下第二位四捨五入、以下同じとします。）のプレミアムを、平成 22 年 10 月 28 日までの過去 1 週間の終値の単純平均値 147,400 円に対しては 49.3%、同過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 149,081 円に対しては 47.6%、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 147,565 円に対しては 49.1%、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 150,012 円に対しては 46.7%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております（注）。

なお、参考までに、対象者により平成 23 年 3 月期第 2 四半期（累計）の業績予想、及び平成 23 年 3 月期通期の業績予想の上方修正が公表された平成 22 年 10 月 19 日から遡ること 1 週間、1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月の各期間における終値の単純平均値はそれぞれ 147,680 円、150,316 円、146,584 円、151,502 円であり、本買付価格はこれら単純平均値にそれぞれ 49.0%、46.4%、50.1%、45.2%のプレミアムを加えた価格となっております（注）。

また、本公開買付けの対象となる本新株引受権は、当初、対象者の第 5 回無担保社債（新株引受権付）に付されたものでしたが、社債から分離譲渡され、対象者の取締役、従業員に対して、ストックオプションとして付与されたものであり、対象者と本新株引受権の権利者との間の合意により、

①対象者又は対象者の子会社の役職員等（顧問、嘱託を含みます。）の地位を喪失した場合等には権利行使できないこと、②売却等の処分が禁止されていることから、公開買付者は、本公開買付けにより、本新株引受権を買付けたとしても、これを行使することはできないと解されるため、本新株引受権の買付価格は1個当たり1円と決定しております。

一方、対象者の取締役会においては、公開買付者から提示された本買付価格に対する意思決定の過程において合理性を確保する目的で、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者とは別個に、公開買付者及び対象者との間で金融取引等を含む一切の取引関係がなく、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないストライクに対象者の株式価値の算定を依頼し、平成22年10月29日付で株式価値評価報告書を取得しました。

ストライクは、対象者の株式価値算定にあたり対象者の取締役（本取引について特別の利害関係を有する、公開買付者の代表取締役を兼任している対象者代表取締役社長見城徹氏を除きます。）から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者の株式価値を算定しています。対象者は、ストライクから平成22年10月29日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値評価報告書を取得しました。なお、対象者は、ストライクから本買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。ストライクは、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の普通株式の株式価値を算定しています。ストライクが各手法に基づき算定した対象者普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。なお、ストライクは、かかる算定にあたり、対象者が公表した平成22年10月19日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」記載の対象者の平成23年3月期第2四半期（累計）の業績予想、及び平成23年3月期通期の業績予想の上方修正を勘案しております。

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案のうえ、平成22年10月28日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値149,081円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値147,565円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値150,012円を基に、各平均値の下限值と上限値をレンジとして採用した上で、本新株引受権の行使による希薄化の調整を加え、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を147,483円から149,927円までと分析しております（注）。

次に、DCF法では、対象者の事業の現状及び将来の見通し等を基礎として算出した、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を208,355円から252,773円までと分析しております。

対象者の取締役会は、ストライクによる対象者普通株式の株式価値算定の結果及びかかる結果についての説明を参考として、本買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、対象者の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に、協議・検討した結果、本取引が対象者の中長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して、合理的な価格による対象者普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、見城徹氏以外の全ての取締役の出席の下、出席取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めること、本新株引受権については、対象者の取締役及び従業員に対するストックオプションとして付与されたものであることに加え、買付価格が1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かは本新株引受権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨を平成22年10月29日に決議しました。また、対

象者は、その所有する自己株式を本公開買付けに一切応募しないことを決定しております。

(注) 大阪証券取引所は、平成 22 年 4 月 1 日付でジャスダック証券取引所を吸収合併したため、平成 22 年 3 月 31 日までの JASDAQ における対象者普通株式の終値については、ジャスダック証券取引所における株価に基づいております。

② 独立した法律事務所からの助言

本取引に関する対象者の取締役会的意思決定においては、取締役による恣意的な判断がなされないよう、又はその疑義が生じないよう、意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立した第三者である西村あさひ法律事務所を指名し、同事務所に対し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼しました。

西村あさひ法律事務所は、必要に応じ、対象者の取締役と協議を行い、公開買付者（その財務アドバイザーである TOKYO 企業情報を含みます。）に対して本取引及び本公開買付けに関する質疑応答を行うことにより、本取引及び本公開買付けによって実現することが見込まれる対象者の企業価値の向上の具体的内容等について説明を受けたほか、その他法的助言にあたり関連する情報を取得しております。

対象者は、西村あさひ法律事務所から本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、当該助言を参考に、対象者の企業価値向上の観点から本取引及び本公開買付けにつき慎重に協議・検討を行いました。

③ 利害関係のない取締役及び監査役全員の承認

対象者の取締役会は、西村あさひ法律事務所からの本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けつつ、公開買付者との間で本買付価格及び企業価値向上策等の諸条件につき協議・交渉を行いました。その結果、対象者の取締役会は、平成 22 年 10 月 29 日開催の取締役会において、ストライクから取得した株式価値評価報告書を参考にした上で、特別委員会の答申を最大限に尊重しながら、本買付価格及び諸条件について対象者の企業価値向上の観点から慎重に審議を行った結果、本買付価格及び諸条件は妥当であり、対象者の株主に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断し、見城徹氏以外の全ての取締役の出席の下、本公開買付けに賛同するとともに、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を勧める旨を出席取締役全員一致により決議しました。一方、対象者の取締役会は、本新株引受権については、対象者の取締役及び従業員に対するストックオプションとして付与されたものであることに加え、買付価格が 1 円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かは本新株引受権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨、決議しております。

なお、対象者の代表取締役社長である見城徹氏は、本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあることに鑑み、本取引に関連して開催された対象者の取締役会において、賛同決議を含む本取引に関する全ての審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加しておりません。また、上記取締役会には全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

④ 特別委員会の設置

対象者の取締役会は、本公開買付けの公正性を確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、平成 22 年 10 月 7 日付取締役会決議に基づき、特別委員会を設置し、本公開買付けの条件及び手

続等の観点から、本公開買付けによる非公開化の是非及び条件の妥当性につき、対象者の取締役会に対する答申を行うことを諮問する決議を行いました。対象者の取締役会は、特別委員会の委員として、公開買付者及び対象者から客観的かつ実質的に独立性を有する、中里幸途氏（対象者の社外監査役）、近藤太香巳氏（対象者の社外監査役）及び大井法子氏（対象者の補欠監査役、弁護士、虎ノ門総合法律事務所所属）の3名を選定しています。なお、対象者は、当初からこの3名を特別委員会の委員として選定しており、特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。

対象者の取締役会は、特別委員会の答申を最大限尊重するとして、本公開買付けに対して対象者の取締役会が表明すべき意見の内容を検討する前提として、本公開買付けの買付条件（買付価格を含みます。）の妥当性、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明することの是非、本公開買付け後に予定される公開買付者による対象者の完全子会社化において少数株主の利益への十分な配慮がなされているか、その他本取引の手續の公正性について、特別委員会に諮問することを決議のうえ、特別委員会に諮問を行いました。

特別委員会は、平成22年10月7日に設置され、事前の候補者の顔合せ及び概要説明を含めて計5回にわたり開催されました。特別委員会は、かかる検討を行うにあたり、本取引により対象者の企業価値が向上するか、本取引の手續の適正性が保たれているか等につき、公開買付者（その財務アドバイザーであるTOKYO企業情報を含みます。）及び対象者取締役に対してヒアリングを行いました。また、特別委員会は、対象者の第三者機関であるストライクから提出された株式価値評価報告書を参考にするとともに、ストライクから株式価値の算定結果について説明を受けました。さらに、特別委員会は、対象者のリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程に対する説明を受けました。

上記の検討の結果、特別委員会は、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同表明を行うことが妥当である旨の答申を行うことを委員全員の一致で決議し、平成22年10月29日に対象者の取締役会に対して、かかる答申を提出しました。

⑤ 価格の適正性を確保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間として法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を30営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期間である30営業日に設定することにより、対象者の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって買付価格の適正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）

公開買付者は、本公開買付けによって対象者の全株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、本公開買付け成立後、以下に述べる方法により、公開買付者が対象者の全株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有するための手續を実施することを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けの成立後に、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法（平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発

行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の対象者株式を交付すること（但し、別の種類の株式について上場申請は行わない予定です。）、以上①乃至③を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び上記②の定款変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が 1 に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本買付価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定であります。公開買付者は、公開買付者が対象者の発行済株式の 100%を所有することができるよう、公開買付者以外の対象者の株主に交付しなければならない対象者株式の数が 1 に満たない端数となるように決定するよう対象者に要請する予定であります。

上記②及び③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(a)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b)上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができる旨定められております。これらの(a)又は(b)の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

なお、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得するのと引換えに別個の種類の対象者の株式を交付するという上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の対象者株主の対象者普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に対象者の各株主に交付されることになる金銭の額についても、本買付価格を基準に算定される予定です。以上の場合における具体的な手続については、対象者と公開買付者で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

また、本新株引受権については、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が本新株引受権の全てを取得できず、かつ、本新株引受権が行使されず残存した場合には、公開買付者は、対象者に対して、本新株引受権の放棄の勧奨、本新株引受権の取得等、本取引の実行に合理的に必要な手続等を要請する予定であります。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催につきましては平成 23 年 2 月を目処としておりますが、その具体的な手続及び実施時期等については、対象者と公開買付者で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

公開買付者は上記の対象者を完全子会社化する手続の実施後に、対象者との間で、公開買付者を消

減会社とし、対象会社を存続会社とする吸収合併を行うことを予定しております。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続における税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますよう、お願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、本日現在、JASDAQ に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、JASDAQ の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付け後に、適用ある法令及び上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載の手続に従い、対象者の全株式（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しておりますので、その場合には対象者普通株式は、上場廃止となります。上場廃止後は、対象者普通株式を JASDAQ において取引することはできません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

①商号	株式会社幻冬舎
②事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 書籍・楽譜及び定期刊行物の企画、制作及び出版 2. テレビ・ラジオ番組の企画、制作 3. コンサート、映画、舞台等の企画、制作及び興行 4. レコード原盤の企画、制作、販売、輸出入並びに原盤権管理 5. 音楽著作権の管理 6. ビデオテープ、ビデオディスク、フィルム等による録音・録画物の企画、制作 7. タレント、作家、プロデューサー、ミュージシャン、アーティストの育成及びマネージメント 8. 広告、宣伝の企画、制作及び代理 9. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物の画像を施したもの）の企画及び販売 10. 著作権、商標権、意匠権の管理 11. 電話回線を利用した情報提供サービス業 12. 不動産の売買、賃貸及びそれらの仲介並びに管理 13. ソフトウェアの企画、開発及び販売 14. 旅行業 15. 有価証券の保有及び運用 16. 水産物、畜産物、飲食料品、衣料品及び日用雑貨の販売 17. 通信教育、模擬試験の実施 18. 進学、学習教室及びその他各種教室の経営 19. 研修教育施設の運営並びに賃貸 20. ホテル及びレストランの経営 21. 翻訳業及び通訳業 22. 上記各号に附帯する一切の業務

③設立年月日	平成5年11月12日	
④本店所在地	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目9番7号	
⑤代表者の役職・氏名	代表取締役社長兼社長執行役員 見城 徹	
⑥資本金	335,910千円	
⑦大株主及び持株比率 (平成22年3月31日現在)	見城 徹	23.05%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.14%
	棚網 基己	2.23%
	株式会社トライグループ	1.80%
	石原 正康	1.46%
	舘野 晴彦	1.46%
	小玉 圭太	1.41%
	中央出版株式会社	1.38%
	中里 幸途	1.00%
新実 修	0.96%	
⑧買付者と対象者の 関係等	資本関係	対象者の代表取締役である見城徹氏が公開買付者の議決権の100.0%を所有しております。
	人的関係	対象者の代表取締役である見城徹氏が公開買付者の代表取締役を兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	対象者の代表取締役である見城徹氏が公開買付者の議決権の100.0%を所有しているため、対象者の関連当事者に該当します。

(注) 上表のうち⑦大株主及び持株比率については、対象者が平成22年6月30日に提出した第17期有価証券報告書に基づいて作成しております。なお、インベスコ投信投資顧問株式会社、エイアイジー投信投資顧問株式会社、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びその共同保有者から、以下のとおり株式を保有している旨の大量保有報告書(変更報告書)が提出されておりますが、対象者として平成22年3月期末における所有株式数を確認できておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、各社の大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所又は所在地	提出日 (報告義務発生日)	所有 株式数 (株)	発行済株式 の総数に対 する所有株 式数の割合 (%)
インベスコ投信投資顧問株式会社	東京都港区虎ノ門 四丁目3-1 城山トラストタワー	平成18年5月15日 (平成18年4月30日)	1,564	4.34
エイアイジー投信投資顧問株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目1-3 A I Gビル	平成19年1月15日 (平成18年12月31日)	1,295	3.60
モルガン・スタンレー・イン ベストメント・マネジメン ト・リミテッド	25 Cabot Square Canary Wharf London E14 4QA U.K.	平成20年11月10日 (平成20年10月31日)	108	0.30
モルガン・スタンレー・アセ ット・マネジメント投信株式 会社	東京都渋谷区恵比寿 四丁目20-3 恵比寿ガーデンプレイス タワー		493	1.37

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 22 年 11 月 1 日（月曜日）から平成 22 年 12 月 14 日（火曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

① 普通株式 1 株につき金 220,000 円

② 新株引受権 平成 14 年 2 月 25 日開催の対象者取締役会の決議及び平成 14 年 3 月 13 日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づき発行された第 5 回無担保社債（新株引受権付）の新株引受権（以下「本新株引受権」といいます。） 1 個につき金 1 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(i) 普通株式

公開買付者は、本買付価格を決定するに際して、本買付価格の公正性を担保するため、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び対象者との間で金融取引等を含む一切の取引関係のない財務アドバイザーであり、公開買付者及び対象者の関連当事者に該当しない、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である TOKYO 企業情報に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。TOKYO 企業情報は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及び DCF 法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者は TOKYO 企業情報から平成 22 年 10 月 29 日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、TOKYO 企業情報から本買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。TOKYO 企業情報により上記各手法において算定された対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成 22 年 10 月 28 日を基準日として、JASDAQ における対象者の普通株式の基準日終値 146,500 円、直近 1 週間の終値の単純平均値 147,400 円、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 149,081 円、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 147,565 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 150,012 円を基に、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 146,500 円から 150,012 円までと分析しております（注）。

次に、DCF 法では、公開買付者より提出された対象者に係る事業の見通し（対象者の非公開化及びその施策等の影響を公開買付者が反映させたもの）を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した平成 23 年 3 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 211,223 円から 272,611 円までと分析しております。

公開買付者は、TOKYO 企業情報による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及

び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成22年10月29日に本買付価格を220,000円に決定いたしました。

なお、本買付価格は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成22年10月28日のJASDAQにおける対象者株式の終値146,500円に対しては50.2%のプレミアムを、平成22年10月28日までの過去1週間の終値の単純平均値147,400円に対しては49.3%、同過去1ヶ月間の終値の単純平均値149,081円に対しては47.6%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値147,565円に対しては49.1%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値150,012円に対しては46.7%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております（注）。

なお、参考までに、対象者により平成23年3月期第2四半期（累計）の業績予想、及び平成23年3月期通期の業績予想の上方修正が公表された平成22年10月19日から遡ること1週間、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間における終値の単純平均値はそれぞれ147,680円、150,316円、146,584円、151,502円であり、本買付価格はこれら単純平均値にそれぞれ49.0%、46.4%、50.1%、45.2%のプレミアムを加えた価格となっております（注）。

（注）大阪証券取引所は、平成22年4月1日付でジャスダック証券取引所を吸収合併したため、平成22年3月31日までのJASDAQにおける対象者普通株式の終値については、ジャスダック証券取引所における株価に基づいております。

(ii) 新株引受権

本公開買付けの対象となる本新株引受権は、当初、対象者の第5回無担保社債（新株引受権付）に付されたものでしたが、社債から分離譲渡され、対象者の取締役、従業員に対して、ストックオプションとして付与されたものであり、①対象者又は対象者の子会社の役職員等（顧問、嘱託を含みます。）の地位を喪失した場合等には権利行使できないこと、②売却等の処分が禁止されていることから、公開買付者は、本公開買付けにより、本新株引受権を買付けたとしても、これを行使することはできないと解されるため、本新株引受権の買付価格は1個当たり1円と決定しております。

② 算定の経緯

（買付価格の決定に至る経緯）

対象者は、出版及びその周辺分野に創業以来培ってきた独自の経営資源を集約し、事業基盤の強化・拡充を図ってきた結果、平成22年3月期において連結売上高13,167百万円（前連結会計年度比13.1%増）、連結営業利益1,676百万円（同21.9%増）、連結経常利益1,736百万円（同14.1%増）、連結当期純利益は933百万円（同105.9%増）と、増収増益を達成することができました。しかし、出版事業の特性として、ヒット作品や長期間にわたり販売が継続する作品（いわゆるベストセラー作品やロングセラー作品）の有無により業績が大きく変動する傾向があること、広告収入の減少により雑誌不況の継続が見込まれること等により、業績拡大が今後も継続する保証はなく、むしろ出版業界全体として市場が縮小傾向にあることを考慮すれば、対象者の経営環境についても中長期的にはより一層厳しさを増すことが見込まれます。さらに、電子書籍の普及や出版流通制度の変化等により、今後は出版業界において大幅なビジネスモデルの変革が求められる状況が予想され、対象者の経営にも事業環境の変化に対応していくための抜本的な変革が必要になると考えられます。

このような経営環境に対する厳しい認識の下、対象者の代表取締役社長である見城徹氏は、平成22年8月頃から、今後更なる企業価値向上を実現するための諸施策につき、継続的に検討を重ねてまいりました。その結果、対象者が今後更なる成長を遂げるためには、中長期的な視点での出版社としての幻冬舎のブランドバリューの向上をはじめ、創業以来培ってきた独自の、

魅力的な作品づくりを核としつつ、既存の枠にとらわれない新ジャンルへの展開、紙とデジタルを組み合わせた新たなビジネスモデルの構築等が不可欠であり、そのためには現在の経営環境を抜本的に見直し、短期的な売上や利益、株価にとらわれず、作家や編集者、読者が本当に作りたいもの、読みたいもの、欲しいものを常に生み出せるような経営環境を創造する必要があるとの認識に至りました。

しかし、このような抜本的な変革を実施するにあたっては、初期的投資費用やブランド開発投資、構造改革費用等の一時的な費用の発生等も見込まれ、短期的ではあるものの対象者の経営及び業績に大きな影響を与えることから、対象者が上場を維持したままこれらを実行した場合には、対象者の株主の皆様にはマイナスの影響を及ぼす可能性があります。さらには、対象者が中長期的な企業価値の向上という視点に立ち、かかる抜本的な変革を機動的に行うためには、短期的な業績に左右されることなく、対象者の経営陣及び従業員が一丸となって変革に取り組む必要があります。

また、対象者は平成 15 年に日本証券業協会に株式を店頭登録し、平成 16 年にはジャスダック証券取引所（現 JASDAQ 市場）に株式を上場しておりますが、現在の対象者の財務状況等からは、上場維持の最大のメリットであるエクイティ・ファイナンス活用による資金調達の実現性が当面なく、対象者は上場会社としてのメリットを十分に活かしきれていないなかで、近年、上場を維持するために必要な様々な実務上の負担（株主総会の運営、開示項目の増加への対応、J-SOX への対応、独立取締役の導入、IFRS 適用に向けた対応等）の増加や、それに伴う人件費等の費用の増大が見込まれており、上場維持のメリットにも疑義が生じているものと考えております。

以上の検討を踏まえ、対象者の代表取締役社長である見城徹氏は、上場維持の意義も勘案した結果、対象者の株主の皆様にはマイナスのリスクが及ぶことを回避しつつ、対象者の中長期的な企業価値の向上を実現するためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、公開買付者が対象者の全株式を取得して非公開化することが最善の手段であると考えてに至りました。

公開買付者は、本買付価格を決定するに際して、本買付価格の公正性を担保するため、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び対象者との間で金融取引等を含む一切の取引関係のない財務アドバイザーであり、公開買付者及び対象者の関連当事者に該当しない、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である TOKYO 企業情報に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。TOKYO 企業情報は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及び DCF 法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者は TOKYO 企業情報から平成 22 年 10 月 29 日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。

公開買付者は、TOKYO 企業情報による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成 22 年 10 月 29 日に本買付価格を 220,000 円に決定いたしました。

（買付価格の公正性を担保するための措置）

公開買付者及び対象者は、本買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る

意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置を実施しました（なお、以下の記述中の対象者において実施した措置等については、対象者から受けた説明及び対象者のプレスリリースに基づくものです。）。

(i) 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本買付価格を決定するに際して、本買付価格の公正性を担保するため、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び対象者との間で金融取引等を含む一切の取引関係のない財務アドバイザーであり、公開買付者及び対象者の関連当事者に該当しない、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である TOKYO 企業情報に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。TOKYO 企業情報は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及び DCF 法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、公開買付者は TOKYO 企業情報から平成 22 年 10 月 29 日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、公開買付者は、TOKYO 企業情報から本買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。TOKYO 企業情報により上記各手法において算定された対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案のうえ、平成 22 年 10 月 28 日を基準日として、JASDAQ における対象者の普通株式の基準日終値 146,500 円、直近 1 週間の終値の単純平均値 147,400 円、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 149,081 円、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 147,565 円及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 150,012 円を基に、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 146,500 円から 150,012 円までと分析しております（注）。

次に、DCF 法では、公開買付者より提出された対象者に係る事業の見通し（対象者の非公開化及びその施策等の影響を公開買付者が反映させたもの）を検討の上、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した平成 23 年 3 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 211,223 円から 272,611 円までと分析しております。

公開買付者は、TOKYO 企業情報による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成 22 年 10 月 29 日に本買付価格を 220,000 円に決定いたしました。

なお、本買付価格は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成 22 年 10 月 28 日の JASDAQ における対象者株式の終値 146,500 円に対しては 50.2%のプレミアムを、平成 22 年 10 月 28 日までの過去 1 週間の終値の単純平均値 147,400 円に対しては 49.3%、同過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 149,081 円に対しては 47.6%、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 147,565 円に対しては 49.1%、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値 150,012 円に対しては 46.7%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております（注）。

なお、参考までに、対象者により平成 23 年 3 月期第 2 四半期（累積）の業績予想、及び平成 23 年 3 月期通期の業績予想の上方修正が公表された平成 22 年 10 月 19 日から遡ること 1 週間、

1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の各期間における終値の単純平均値はそれぞれ147,680円、150,316円、146,584円、151,502円であり、本買付価格はこれら単純平均値にそれぞれ49.0%、46.4%、50.1%、45.2%のプレミアムを加えた価格となっております（注）。

また、本公開買付けの対象となる本新株引受権は、当初、対象者の第5回無担保社債（新株引受権付）に付されたものでしたが、社債から分離譲渡され、対象者の取締役、従業員に対して、ストックオプションとして付与されたものであり、対象者と本新株引受権の権利者との間の合意により、①対象者又は対象者の子会社の役員等（顧問、嘱託を含みます。）の地位を喪失した場合等には権利行使できないこと、②売却等の処分が禁止されていることから、公開買付者は、本公開買付けにより、本新株引受権を買付けたとしても、これを行使することはできないと解されるため、本新株引受権の買付価格は1個当たり1円と決定しております。

一方、対象者の取締役会においては、公開買付者から提示された本買付価格に対する意思決定の過程において合理性を確保する目的で、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者とは別個に、公開買付者及び対象者との間で金融取引等を含む一切の取引関係がなく、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないストライクに対象者の株式価値の算定を依頼し、平成22年10月29日付で株式価値評価報告書を取得しました。

ストライクは、対象者の株式価値算定にあたり対象者の取締役（本取引について特別の利害関係を有する、公開買付者の代表取締役を兼任している対象者代表取締役社長見城徹氏を除きます。）から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者の株式価値を算定しています。対象者は、ストライクから平成22年10月29日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値評価報告書を取得しました。なお、対象者は、ストライクから本買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。ストライクは、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の普通株式の株式価値を算定しています。ストライクが各手法に基づき評価した対象者の株式価値算定の結果は以下のとおりです。なお、ストライクは、かかる算定にあたり、対象者が公表した平成22年10月19日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」記載の対象者の平成23年3月期第2四半期（累計）の業績予想、及び平成23年3月期通期の業績予想の上方修正を勘案しております。

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案のうえ、平成22年10月28日を基準日として、JASDAQにおける対象者の普通株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値149,081円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値147,565円及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値150,012円を基に、各平均値の下限値と上限値をレンジとして採用した上で、本新株引受権の行使による希薄化の調整を加え、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を147,483円から149,927円までと分析しております（注）。

次に、DCF法では、対象者の事業の現状及び将来の見通し等を基礎として算出した、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を208,355円から252,773円までと分析しております。

対象者の取締役会は、ストライクによる対象者普通株式の株式価値算定の結果及びかかる結果についての説明を参考として、本買付価格や本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、対象者の財務状況、事業環境及び株主間の公平性等の観点から慎重に、協議・検討した結果、

本取引が対象者の中長期的な企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して、合理的な価格による対象者普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、見城徹氏以外の全ての取締役の出席の下、出席取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨、本新株引受権については、対象者の取締役及び従業員に対するストックオプションとして付与されたものであることに加え、買付価格が1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かは本新株引受権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨を、平成22年10月29日に決議しました。また、対象者は、その所有する自己株式を本公開買付けに一切応募しないことを決定しております。

(注) 大阪証券取引所は、平成22年4月1日付でジャスダック証券取引所を吸収合併したため、平成22年3月31日までのJASDAQにおける対象者普通株式の終値については、ジャスダック証券取引所における株価に基づいております。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

本取引に関する対象者の取締役会の意思決定においては、取締役による恣意的な判断がなされないよう、又はその疑義が生じないよう、意思決定過程における透明性・合理性を確保するため、公開買付者及び対象者から独立した第三者である西村あさひ法律事務所を指名し、同事務所に対し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼しました。

西村あさひ法律事務所は、必要に応じ、対象者の取締役会と協議を行い、公開買付者（その財務アドバイザーであるTOKYO企業情報を含みます。）に対して本取引及び本公開買付けに関する質疑応答を行うことにより、本取引及び本公開買付けによって実現することが見込まれる対象者の企業価値の向上の具体的内容等について説明を受けたほか、その他法的助言にあたり関連する情報を取得しております。

対象者は、西村あさひ法律事務所から本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、当該助言を参考に、対象者の企業価値向上の観点から本取引及び本公開買付けにつき慎重に協議・検討を行いました。

(iii) 利害関係のない取締役及び監査役全員の承認

対象者の取締役会は、西村あさひ法律事務所からの本公開買付けにおける意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けつつ、公開買付者との間で本買付価格及び企業価値向上策等の諸条件につき協議・交渉を行いました。その結果、対象者の取締役会は、平成22年10月29日開催の取締役会において、ストライクから取得した株式価値評価報告書を参考にした上で、特別委員会の答申を最大限に尊重しながら、本買付価格及び諸条件について対象者の企業価値向上の観点から慎重に審議を行った結果、本買付価格及び諸条件は妥当であり、対象者の株主に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断し、見城徹氏以外の全ての取締役の出席の下、本公開買付けに賛同するとともに、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を勧める旨を出席取締役全員一致により決議しました。一方、対象者の取締役会は、本新株引受権については、対象者の取締役及び従業員に対するストックオプションとして付与されたものであることに加え、買付価格が1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かは本新株引受権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨、決議しております。

なお、対象者の代表取締役社長である見城徹氏は、本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあることに鑑み、本取引に関連して開催された対象者の取締役会において、賛同決議を含む本取引に関する全ての審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加しておりません。また、上記取締役会には全ての監査役が審議

に参加し、監査役全員が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

(iv) 特別委員会の設置

対象者の取締役会は、本公開買付けの公正性を確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、平成 22 年 10 月 7 日付取締役会決議に基づき、特別委員会を設置し、本公開買付けの条件及び手続等の観点から、本公開買付けによる非公開化の是非及び条件の妥当性につき、対象者の取締役会に対する答申を行うことを諮問する決議を行いました。対象者の取締役会は、特別委員会の委員として、公開買付者及び対象者から客観的かつ実質的に独立性を有する、中里幸途氏（対象者の社外監査役）、近藤太香巳氏（対象者の社外監査役）及び大井法子氏（対象者の補欠監査役、弁護士、虎ノ門総合法律事務所所属）の 3 名を選定しています。なお、対象者は、当初からこの 3 名を特別委員会の委員として選定しており、特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。

対象者の取締役会は、特別委員会の答申を最大限尊重するとして、本公開買付けに対して対象者の取締役会が表明すべき意見の内容を検討する前提として、本公開買付けの買付条件（買付価格を含みます。）の妥当性、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明することの是非、本公開買付け後に予定される公開買付者による対象者の完全子会社化において少数株主の利益への十分な配慮がなされているか、その他本取引の手続の公正性について、特別委員会に諮問することを決議のうえ、特別委員会に諮問を行いました。

特別委員会は、平成 22 年 10 月 7 日に設置され、事前の候補者の顔合せ及び概要説明を含めて計 5 回にわたり開催されました。特別委員会は、かかる検討を行うにあたり、本取引により対象者の企業価値が向上するか、本取引の手続の適正性が保たれているか等につき、公開買付者（その財務アドバイザーである TOKYO 企業情報を含みます。）及び対象者取締役に対してヒアリングを行いました。また、特別委員会は、対象者の第三者機関であるストライクから提出された株式価値評価報告書を参考にするとともに、ストライクから株式価値の算定結果について説明を受けました。さらに、特別委員会は、対象者のリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程に対する説明を受けました。

上記の検討の結果、特別委員会は、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同表明を行うことが妥当である旨の答申を行うことを委員全員の一致で決議し、平成 22 年 10 月 29 日に対象者の取締役会に対して、かかる答申を提出しました。

(v) 価格の適正性を確保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間として法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けの公開買付期間を 30 営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、対象者の株主に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等をする機会を確保し、これをもって買付価格の適正性を担保することを企図しております。

また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

③ 算定機関との関係

該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
27,449 (株)	18,300 (株)	— (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限（18,300株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数である27,449株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成22年8月9日に提出した第18期第1四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の発行済株式総数（36,000株）から、同四半期報告書に記載された同日現在の自己株式数（8,650株）を控除し、これに（i）同日以降本日までに新株引受権の行使により対象会社から移転した自己株式数として公開買付者が対象者より報告を受けた株式数（63株）を加算し、さらに、（ii）本日以降、本新株引受権の行使により公開買付期間末日までに発行又は移転される可能性のある対象者普通株式の最大数として公開買付者が対象者より報告を受けた株式数（36株）を加算した株式数になります。
- (注4) 買付予定数の下限は、買付予定数の3分の2に相当する対象者普通株式及び本新株引受権の株式数（18,300株）です。
- (注5) 公開買付期間末日までに本新株引受権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	8,300 個	(買付け等前における株券等所有割合 30.24%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	27,449 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	27,350 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成22年8月9日に提出した第18期第1四半期報告書に記載された平成22年6月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、平成22年6月30日以降本日までに新株引受権の行使により対象会社から移転した自己株式（63株）、及び、本日以降、本新株引受権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式（最大数36株）についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においてはこれらを加えて、分母を27,449個として計算しております。
- (注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 6,038,780,000 円

(注) 上記の買付代金には、買付予定数(27,449株)に対象者普通株式の1株当たりの本買付価格(220,000円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほインベスターズ証券株式会社 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号

② 決済の開始日
平成22年12月21日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛てに郵送します。買付けは現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は公開買付けの撤回等を行った日)以後、速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた時の状態に戻すことにより返還いたします。

新株引受権の応募がなされた場合については、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は公開買付けの撤回等を行った日)以後、速やかに、応募新株引受権者への交付又は応募新株引受権者の住所への郵送により新株引受権証券を返還いたします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(18,300株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(18,300株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年9月30日政令第321号。その後の改正を含み、以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

但し、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事実為準ずる事実として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行うとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公

公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年11月26日大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。応募株券等は手続終了後速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほインベスターズ証券株式会社

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号

（その他のみずほインベスターズ証券株式会社全国各支店）

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け又は公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成22年11月1日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

みずほインベスターズ証券株式会社 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、「1.買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成22年10月29日開催の取締役会において、「1.買付け等の目的」の「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の①、②及び④に記載した措置に関する協議・検討を経て、本取引が対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な対象者の企業価値の増大に資するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格による対象

者普通株式の売却の機会をご提供するものであると判断し、見城徹氏以外の全ての取締役の出席の下、出席取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることについて決議しております。

一方、対象者の取締役会は、本新株引受権については、対象者の取締役及び従業員に対するストックオプションとして交付付与されたものであることに加え、買付価格が1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かは本新株引受権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨決議しております。

② 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、見城徹氏との間で、対象者普通株式の本公開買付けへの応募に関し、その所有する対象者普通株式の全て（8,300株、発行済株式総数36,000株に対する割合：23.05%）を本公開買付けに応募する旨の合意をしており、概要、以下のとおり応募契約を締結しております。当該応募契約においては、(a)本公開買付けが開始されており、撤回されていないこと、(b)対象者の取締役会が本公開買付けに対する賛同表明を行っており、当該賛同表明が撤回されていないこと、(c)応募契約中の公開買付者に係る表明保証（注1）につき重大な違反が存在しないこと、(d)応募契約中の公開買付者の義務（注2）につき違反が存在しないこと、(e)見城徹氏が対象者に係る未公表（なお、公表とは法第166条第4項に規定されるものをいいます。）の重要事実（法第166条第2項に規定されるものをいいます。）を認識していないこと、(f)本公開買付け及び本公開買付けへの応募を制限又は禁止することを求める裁判所、行政機関その他の権限ある機関によって提起されたいかなる措置、訴訟又は手続も係属しておらず、かつ本公開買付け及び本公開買付けへの応募を制限又は禁止する旨の、いかなる法令、規則、規制若しくはガイドライン又は管轄権を有する裁判所、行政機関その他の権限ある機関によるいかなる命令、決定、処分若しくは判決も効力を有していないこと、並びに (g) 本公開買付けの実施に関連して、公開買付者が法令上行う必要のある行為その他の手続、及び法令により事前に取得する必要がある裁判所、行政機関その他の権限ある機関からの同意、許可、認可、授権その他の手続が適法に完了又は取得されていることが、本公開買付けへの応募の前提条件とされております。なお、かかる応募の前提条件が満たされない場合であっても、見城徹氏が自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。

(注1) 応募契約においては、(i) 公開買付者が適法に設立され有効に存続する株式会社であること、
(ii) 公開買付者が応募契約を締結し、同契約に定められた義務を履行するために必要な能力及び権限を有しており、また、同契約に定められた義務を履行するために必要な内部手続及び法令上要求される手続を全て完了しているか、合理的に必要とされる時期までに完了する見込みであること、並びに (iii) 公開買付者の応募契約の締結及び履行が、法令、政府機関、裁判所又は仲裁人の判決、決定又は命令、公開買付者の内部規定、及び公開買付者が第三者と締結している契約又は拘束される契約に違反していないことが公開買付者の表明保証事項とされております。

(注2) 応募契約において、公開買付者は、法及び適用あるその他の法令に従って、本公開買付けを行い、手続を履践する義務等を負っております。

③ 本公開買付けを実施する背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

「1.買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施する背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

- ④ 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

「1.買付け等の目的」の「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

- (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は平成22年10月19日付で「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。なお、対象者は、本公開買付けに係る公開買付期間中に、第18期第2四半期報告書を提出する予定とのことです。

- ① 業績予想の修正について

- a) 平成23年3月期第2四半期（累計）連結業績予想数値の修正（平成22年4月1日～平成22年9月30日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A)	5,800	515	515	274	10,018.28
今回発表予想(B)	6,700	1,200	1,200	650	23,711.37
増減額(B-A)	900	685	685	376	—
増減率 (%)	15.5	133.0	133.0	137.2	—
(ご参考) 前期第2四半期実績 (平成22年3月期第2四半期)	5,985	611	631	375	12,921.98

- b) 平成23年3月期通期連結業績予想数値の修正（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A)	12,000	1,400	1,400	725	26,508.22
今回発表予想(B)	12,300	1,600	1,600	790	28,818.44
増減額(B-A)	300	200	200	65	—
増減率 (%)	2.5	14.3	14.3	9.0	—
(ご参考) 前期実績 (平成22年3月期)	13,167	1,676	1,736	933	32,700.67

c) 平成23年3月期第2四半期（累計）個別業績予想数値の修正（平成22年4月1日～平成22年9月30日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A)	4,300	400	400	235	8,592.32
今回発表予想(B)	5,000	890	950	530	19,333.89
増減額(B-A)	700	490	550	295	—
増減率 (%)	16.3	122.5	137.5	125.5	—
(ご参考) 前期第2四半期実績 (平成22年3月期第2四半期)	4,194	401	439	290	10,002.87

d) 平成23年3月期通期個別業績予想数値の修正（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A)	8,200	900	900	531	19,414.99
今回発表予想(B)	8,800	1,100	1,100	610	22,252.21
増減額(B-A)	600	200	200	79	—
増減率 (%)	7.3	22.2	22.2	14.9	—
(ご参考) 前期実績 (平成22年3月期)	9,305	1,104	1,191	732	25,665.94

② 修正の理由

a) 連結

平成23年3月期第2四半期累計期間の業績につきましては、主として書籍事業において、当期新刊及び重版（増刷）が好調に推移し、返品率が大幅に低下したこと等の影響により、売上高、営業利益、経常利益及び四半期純利益において前回公表いたしました予想を上回る見込みとなりました。

通期の業績につきましては、引き続き対象者グループを取り巻く環境は厳しく、ヒット作品の有無、書籍の返品動向による業績への影響が想定されますが、第2四半期累計期間の業績に鑑み、前回公表いたしました予想を上回る見込みとなりました。

b) 個別

連結と同様の理由により、修正をいたしております。

以上